

◎新潟県告示第1111号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する第20条第 2 項の規定により、都市計画の
図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年 9 月 7 日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
 - ・種類 新潟都市計画地区計画（新潟市決定）
 - ・名称 もえぎ野地区地区計画
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課